

(平成26年1月16日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認四国地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 2件

四国（香川）厚生年金 事案 1142

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和36年11月30日）及び資格取得日（昭和37年10月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年11月30日から37年10月1日まで

A社に昭和35年8月17日から40年1月31日まで継続して勤務していたにもかかわらず、36年11月30日から37年10月1日までの厚生年金保険の被保険者記録が欠落しているため、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、A社において昭和35年8月17日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、36年11月30日に資格を喪失後、37年10月1日に同社において再度資格を取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、申立人がA社で一緒に勤務していたとして名前を挙げ、かつ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同被保険者原票により申立期間において厚生年金保険の被保険者記録が継続していることが確認できる同僚は、「私が勤務している間、申立人は継続して勤務していた。申立人の業務内容や勤務形態が途中で変わったことは無かったと思う。」と供述していることから、申立人が申立期間において同社に継続して勤務していたことが推認できる。

また、同じ業務内容で一緒に勤務していたとして申立人が名前を挙げ、前述の同僚も「申立人と同じ業務内容であった。」と回答している者は、申立期

間において厚生年金保険の被保険者記録が継続していることが確認できる上、前述の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同被保険者原票において被保険者記録が確認できる者のうち、申立人と同様に被保険者記録に空白期間が生じている者は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の昭和36年10月の記録から、6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に解散しており、事業主は所在不明であるため、供述を得ることはできないが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを記録するとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和36年11月から37年9月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

四国（愛媛）厚生年金 事案 1143

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B出張所（*）における資格喪失日及びA社（*）における資格取得日に係る記録を昭和38年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を同年7月は2万8,000円、同年8月は2万6,000円とすることが必要である。

なお、A社B出張所の事業主は、昭和38年7月31日から同年8月1日までの期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められ、A社の事業主が同年8月1日から同年9月1日までの期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年7月31日から同年9月1日まで

A社に入社以来、申立期間においても継続して勤務していたにもかかわらず、同社B出張所から同社C支店D営業所に異動した際の厚生年金保険の被保険者記録に空白があるので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の被保険者記録、A社から提出された申立人に係る人事記録及び辞令内容の記録並びに同僚の回答から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（昭和38年8月1日にA社B出張所から同社C支店D営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B出張所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票における昭和38年6月の記録から、同年7月は2万8,000円、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における同年9月の記録から、同年8月は2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間のうち、昭和 38 年 7 月 31 日から同年 8 月 1 日までの期間について、事業主は資料が保管されておらず不明としているが、事業主が厚生年金保険被保険者資格の喪失日を同年 8 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年 7 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 7 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は同年 7 月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、昭和 38 年 8 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間について、事業主は資料を保管しておらず不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

四国（徳島）厚生年金 事案 1144

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険の被保険者であったと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和19年10月1日、資格喪失日に係る記録を20年8月11日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から20年8月11日まで

私は、申立期間において、A社及び同社から出張を命じられた会社で勤務していたにもかかわらず、年金記録が無いので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社及び同社から出張を命じられた会社における業務内容や入退社に関する申立人の具体的な供述内容並びにA社と一緒に入社したとする同僚の供述から判断すると、申立人が、申立期間において、同社及び同社から出張を命じられた会社において勤務していたことが認められる。

また、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間において、前述の同僚及び申立人が同社の寮で一緒の部屋に居住していたとする同僚のものと同僚と推認される厚生年金保険の被保険者記録が確認できる。

さらに、A社の複数の同僚は、「A社から出張を命じられ、他の会社（工場）で勤務したことがある。」と回答しているところ、当該複数の同僚の厚生年金保険の被保険者記録において、当該同僚が他社に出張したとする期間を含めて、A社において、引き続き同保険の被保険者であることが確認できる。

一方、A社が厚生年金保険の適用事業所となったときに作成された健康保険労働者年金保険被保険者名簿について、日本年金機構C事務センターは、「原因は不明であるが、保存されていない。」旨回答していることから、現在保管されている厚生年金保険被保険者名簿は、後に、復元のために作成されたものと推認されることから、オンライン記録において同社における被保険者記録が有りながら、同社の厚生年金保険被保険者名簿において、被保険者記録が確認できない者が複数確認でき、復元が十分に行われなかったことがう

かがえる。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険の記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による厚生年金保険被保険者名簿への記入漏れ、被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の焼失等から半世紀も経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなしえない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないというべきである。

これらを踏まえて本件を見るに、申立人が上記期間中に継続勤務した事実及び事業主による保険料の控除の事実が推認できること、申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、事業主は、申立人が昭和 19 年 10 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を保険出張所（当時）に対し行ったと認めるのが相当であり、かつ、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は 20 年 8 月 11 日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和 44 年法律第 78 号）附則第 3 条の規定に準じて、1 万円とすることが妥当である。

四国（高知）国民年金 事案 511

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から56年3月まで

私は、昭和43年4月頃に、親から勧められて国民年金に加入した。毎月、自宅を訪れるA納税組合の集金人に私と両親の国民年金保険料を渡し、当該集金人がB市役所C支所に納付していた。婚姻後は、妻も一緒に保険料を納付していたにもかかわらず、私だけが申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和56年7月に払い出されたものと推認され、当該払出時点では、申立期間のうち、43年4月から54年3月までの期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、同年4月から56年3月までの期間の保険料は過年度納付によることとなるが、B市の回答から納税組合の集金人では過年度保険料は収納できなかったものと考えられる上、申立人は遡って保険料を納付した記憶が無く、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、妻と一緒に納付していたと主張しているものの、申立人の妻は、申立期間のうち、申立人と結婚した昭和47年12月から53年3月までの期間が未納となっている。

さらに、申立期間は長期間である上、申立人は、申立期間当時のA納税組合の集金人は死亡したと供述しており、申立人に国民年金への加入を勧めたとされる申立人の両親も既に死亡していることから、申立人の申立期間における国民年金保険料の納付をうかがわせる具体的な供述が得られない。

このほかに、申立人が、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付し

ていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

四国（徳島）国民年金 事案 512

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの期間及び同年10月から40年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年3月まで
② 昭和37年10月から40年3月まで

申立期間について、集金人が毎月自宅に来て、夫婦二人分の国民年金保険料と一緒に納付していたにもかかわらず、夫の分が納付済みとなって、私の分が未納とされていることに納得できないので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、集金人が自宅に来て、夫婦二人分の国民年金保険料と一緒に納付していたと主張しているが、国民年金被保険者台帳によると、申立人の夫は、昭和50年頃に、申立期間①である36年4月から37年3月までの期間及び申立期間②を含む同年10月から48年3月までの期間の保険料を特例納付したことが確認できることから、申立期間当時は、夫の申立期間における保険料は未納であったと認められる。

また、申立期間前後においては、昭和37年4月から同年9月までの期間以外、夫婦の国民年金保険料の納付日が同日であることが確認できない上、申立人は、夫が特例納付した覚えはなく、自分も特例納付により国民年金保険料をまとめて納付した覚えはないと供述している。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

四国（高知）厚生年金 事案 1141

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 7 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

昭和 54 年 2 月 1 日に A 社が倒産となり、会社更生法の適用を受けることになったため、同年 2 月 5 日付けで一旦解雇となったが、同社で短時間勤務者として継続して勤務していた。

その後、再度、A 社の正社員となり厚生年金保険に加入したが、年金手帳の被保険者となった日が昭和 54 年 7 月 1 日と記載されているにもかかわらず、同保険被保険者資格取得日は、同年 10 月 1 日となっているため、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、A 社で厚生年金保険の加入記録が確認できる複数の同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間において同社に勤務していたことはうかがえる。

一方、申立人は、年金手帳の被保険者となった日が昭和 54 年 7 月 1 日と記載されていると主張しているところ、A 社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、同年 2 月 6 日に同社で厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同日付で健康保険任意継続被保険者資格を取得した後、同年 10 月 1 日に同被保険者資格を喪失し、同日付で再度、同社で厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、A 社において、申立期間前後に厚生年金保険被保険者資格を取得している者の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、厚生年金保険被保険者整理番号は、厚生年金保険被保険者資格の取得日順に付され、当該整理番号に欠番は無い上、申立人の前後の被保険者の資格取得日が昭和 54 年 10 月 1 日であることが確認できることから、同社が申立人の厚生年金保険被保

険者資格の取得日を同年7月1日として届け出たことは考え難い。

さらに、申立期間当時の同僚は、「申立人は、申立期間において、A社に勤務していたが、正社員となった時期については分からない。」と供述している。

加えて、申立期間当時、A社に勤務しており、その後、名称変更されたB社において事業主となった者は、「B社は、既に解散しているため、申立期間当時の資料が残っておらず、申立人の申立期間に係る勤務実態及び保険料控除については不明である。」と回答しており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除に関する供述及び関連資料を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

四国（徳島）厚生年金 事案 1145

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年3月16日から28年6月まで
② 昭和38年10月3日から39年7月まで

申立期間①について、A社（現在は、B社）C工場では3年ぐらい勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が2か月となっている。

申立期間②について、D社C支店では1年半ぐらい勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が8か月となっている。

申立期間について、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社C工場では3年ぐらい勤務していたと主張しているところ、B社は、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について不明と回答している。

また、申立期間当時、A社C工場での厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚10人に照会し、回答があった7人のうち一人が申立人のことを記憶していたものの、当該同僚からは、申立期間当時のことについて具体的な供述は得られず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、申立人は、D社C支店では1年半ぐらい勤務していたと主張しているところ、同社は、「当時の集金員台帳の記録では、昭和38年10月2日退社となっている。」と回答している上、申立期間当時、同社での厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚6人に照会したが、申立人を記憶している者はおらず、勤務実態について供述が得られない。

また、D社は、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について不明と回答しており、照会した同僚からも同社における厚生年金保険の取扱いについて供述が得られない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当た

らない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。